



すぐに役立つ 地域・刑事警察官

部内用

犯罪事実記載要領

～重要・頻出記載例と詳細解説～
【第2版】

■ 地域・刑事実務研究会 編著 ■ A5判 ■ 並製 ■ 288頁

定価（本体 1,500円 + 税）

「すぐに役立つシリーズ」
姉妹書の活用で
理解度アップ！

本書のポイント

地域・刑事警察官の事件送致に必要な犯罪事実記載例を、
この1冊に集約！

軽微事件を中心に、重要犯罪等も加えて、窃盗、強盗、暴行、傷害、遺失物等横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊、公然わいせつ、軽犯罪法（1条1号～34号）、ピッキング防止法、銃刀法、酩酊者規制法、入管法、売春防止法、風営法、迷惑防止条例等の記載例を収録。「最低限かつ必要十分」をマスター！

現職の東京区検察庁刑事部長が監修！

実務に精通した東京区検察庁上席の検察官である殿井憲一総務部長（前刑事部長）の監修だから、ダイレクトに役立つ！ 生安担当警察官にも手にとってもらいたい一冊。

すぐ使える記載例&基礎から学ぶ法令解釈のコラボレーション！

犯罪類型ごとに「法令解釈→犯罪事実記載例→記載例をもとに詳しく解説」という構成だから、確実に実力アップ！ 具体例、参考判例・条文、他罪との関係、補足事項等を丁寧に解説。

第2版は
更にグレードアップ！

- 近年の改正法令・裁判例の反映
- 刑法犯（住居侵入、器物損壊、公然わいせつ）の解説＆記載例を追加
- 「一口メモ」・「一口コラム」を追加

（想定事例）

駅のエスカレーターで、女子の後方から、動画撮影機能付きスマートフォンをスカート内に差し向いた事例

（犯罪事実記載例）

被疑者は、正当な理由なく、平成〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇分頃、東京都〇〇区〇〇丁目〇番34号〇〇電気鉄道株式会社〇〇駅構内1階から2階に至るまでのエスカレーター上において、〇〇〇〇（当時9歳）に対し、同人のス

（犯罪事実記載例）

被疑者は、金品窃取の目的で、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前4時頃までの間、〇〇県〇〇市〇〇区〇〇6丁目に、北側掃出し窓の施錠を解くなどして侵入し、その間にクローゼット内部の引出しを開けるなどして物色したが、なかつたため、その目的を遂げなかつたものである。

「窓ガラスを割り」というのは、「器物損壊罪」の構成要件（刑法第261条）には、その点を明らかにする意味で、「掃出し窓の施錠を解いて」といふ。

第2章 刑法犯犯罪事実記載例 (窃盗・傷害・暴行・遺失物等横領)

第1 窃盗罪と強盗罪

1 窃盗罪（刑法第235条）

窃盗については、刑法第235条に、

「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

と規定されている。

「他人の財物を窃取した者」が犯罪構成要件事実のり、「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」罪に対する刑罰規定である。

◆窃盗とは、条文によれば「他人の財物」を窃取する行為

すぐに役立つ 地域・刑事警察官
**犯罪事実
記載要領**
～重要・頻出記載例と詳細解説～
【第2版】

地域・刑事実務研究会 編著

立花書房

していることをいい、

目次裏面参照▶▶▶

るか」ということは、

窃盗罪と横領罪を区

監修のことば

第1章**犯罪事実記載要領**

- 1 犯罪事実とは何か
- 2 犯罪事実の一般的記載要領
- 3 犯罪事実記載上の一般的留意事項
- 4 犯罪事実記載におけるポイント
- 5 犯罪事実記載における被疑者や被害者に係る記載
- 6 犯罪事実が複数ある場合
- 7 被疑者が複数の場合について
- 8 罪名及び罰則の記載方法

第2章**刑法犯犯罪事実記載例**

(窃盗・傷害・暴行・遺失物等横領等)

第1 窃盗罪と強盗罪

9事例

- 1 窃盗罪 (刑法第 235 条)
- 2 「他人の財物」とは
- 3 「窃取」とは
- 4 故 意
- 5 不法領得の意思
- 6 親族相盜例

第2 暴行罪と傷害罪

8事例

- 1 暴行罪 (刑法第 208 条)
- 2 傷害罪 (刑法第 204 条)

第3 (地域) 横領罪

3事例

- 1 横領罪 (刑法第 252 条)
- 2 地域警察官の取り扱う横領罪
- 3 遺失物等横領罪 (刑法第 254 条)
- 4 窃盗罪と遺失物等横領罪の分水嶺

第4 公務執行妨害罪

6事例

- 1 公務執行妨害罪 (刑法第 95 条第 1 項)
- 2 「公務員」とは
- 3 「職務を執行するに当たり」とは
- 4 「暴行又は脅迫」とは

5 故 意

6 業務妨害罪 (刑法第 233 条, 第 234 条)
との関係**第5 住居侵入罪**

3事例

- 1 住居侵入罪 (刑法第 130 条)
- 2 住居侵入罪解説

第6 器物損壊等罪

3事例

- 1 器物損壊等罪 (刑法第 261 条)

第7 公然わいせつ罪

3事例

- 1 公然わいせつ罪解説
- 2 捜査上の留意事項

第3章**軽犯罪法犯罪事実記載例**

33事例

1 軽犯罪法とは

- 2 第1条 (罪)
- 3 第2条 (刑の免除・併科)
- 4 第3条 (教唆・帮助)
- 5 第4条 (適用上の注意)

第4章**特別法犯罪事実記載例**

(ピッキング防止法・銃刀法・酩酊者規制法・入管法・売春防止法・風営法)

第1 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(ピッキング防止法)

3事例

- 1 ピッキング防止法とは
- 2 特殊開錠用具の所持の禁止
- 3 指定侵入工具の隠匿携帯の禁止

第2 銃砲刀剣類所持等取締法

5事例

- 1 銃刀法とは
- 2 銃砲刀剣類の所持の禁止
- 3 銃砲刀剣類に準ずるものについての規制

第3 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(酩酊者規制法)

3事例

- 1 酒酔者規制法とは
- 2 実務上の留意事項
- 3 保護

第4 出入国管理及び難民認定法(入管法)

3事例

- 1 入管法とは
- 2 出入国管理制度の概要
- 3 外国人取扱い時の留意事項・着眼点

第5 売春防止法

3事例

- 1 売春防止法とは
- 2 勧誘等 (第5条)
- 3 周旋等 (第6条)
- 4 売春をさせる契約 (第10条第1項)
- 5 場所の提供 (第11条)

第6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)

2事例

- 1 風営法とは
- 2 平成27年改正法のポイント
- 3 風営法の規制対象となる主な業種
- 4 主な違反態様

第5章**迷惑防止条例違反犯罪事実記載例**

(卑猥行為・客引き・スカウト等)

6事例

第1 卑猥行為

- 1 はじめに
- 2 卑猥行為

第2 客引き・スカウト行為等

6事例

- 1 客引き・スカウト行為等の概要

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書*すぐ役立つ 地域・刑事警察官 犯罪事実記載要領
～重要・頻出記載例と詳細解説～【第2版】

部内用

合計

部

ご所属名	府	道 府 県
(署・隊・課)		

ご担当者名

(TEL :

)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

**立花書房**

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibana-shobo.co.jp>